

# 議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

## 議案名

議案第 18 号 桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

厚生労働省令(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)の基準を参酌して、次のとおり条例を改正するものです。

項目	主な改正内容
地域密着型サービス事業の指定に関する基準	地域密着型サービスの申請者は法人または病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る)に係る指定の申請に限る)とする。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① オペレーターに係る基準の見直し ② 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和 ③ 地域へのサービス提供の推進
夜間対応型訪問介護	オペレーターに係る基準の見直し
共生型地域密着型サービス	共生型地域密着型通所介護基準の創設
療養通所介護	定員数の見直し
認知症対応型通所介護	共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直し
看護小規模多機能型居宅介護	① 指定に関する基準の緩和 ② サテライト型事業所の創設
地域密着型特定施設入居者生活介護	① 身体的拘束等の適正化 ② 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例
認知症対応型共同生活介護	身体的拘束等の適正化
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	① 入所者の医療ニーズへの対応 ② 身体的拘束等の適正化

### ※地域密着型サービスとは

可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう、平成 18 年 4 月の介護保険法の改正により創設されたサービスで、都道府県知事の指定(許可)を受ける介護保険施設とは異なり、市町村ごとにサービス提供事業者が指定されることから、柔軟なサービスを提供することができます。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

## 背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、それまで国(厚生労働省令)で定めていた、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、平成 25 年 4 月 1 日に省令を参酌し当条例で決めました。

平成 30 年 4 月 1 日、省令が一部改正されるため、市の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。